公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十条第一項の規定による一宮伝法寺土地区画整理事業の左記の者に対する清算金納入通知書は、送付した書類の受領を拒まれたので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　一宮市三ツ井八丁目一六番二三号
氏名　高橋　秀雄

二　通知の内容
右記　高橋秀雄に対する通知の内容
清算金納入通知書

本組合施行地区内のあなたの清算金については、先にお知らせしましたが、次のとおり徴収しますので、納付期限までにお納め下さるよう通知します。

一、清算徴収金額　金一、三四五、〇二四円
二、納付期限　平成二十九年十一月三十日
三、納付場所　同封の納付書に納付額を添えて組合の指定する口座にお納めください。

（注意）

愛知西農業協同組合管内の農業協同組合から振込みをされる場合の振込手数料は不要ですが、それ以外の農業協同組合および他の金融機関から振込みをされる場合の振込手数料は、本人負担となりますのでご了承下さい。その際も同封の納付書にて振込みいただくことになりますが、金融機関によっては専用用紙への書き換えが必要になる場合があります。また、ＡＴＭをご利用の場合は振込者の氏名は納付書の「納入者欄の番号と氏名」でご入力下さい。

教示

一　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に一宮市長に審査請求をすることができます。

二　この処分に不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙納付書は掲載を省略し、それらを一宮伝法寺土地区画整理組合において掲示する。

平成二十九年十月三十日
愛知県一宮市伝法寺十丁目三番地九
一宮伝法寺土地区画整理組合
理事長　伊串伊三夫

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十条第一項の規定による一宮伝法寺土地区画整理事業の左記の者に対する清算金交付通知書または、清算金納入通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不明
氏名　小嶋利左エ門
住所　一宮市丹陽町大字伝法寺四七二六番地
氏名　鈴木　錦洲
住所　丹羽郡丹陽村大字伝法寺二六四一番地
氏名　鈴木　良禅
住所　不明
氏名　三輪　貞助

二　通知の内容
右記　小嶋利左エ門に対する通知の内容
清算金交付通知書

本組合施行地区内のあなたの清算金については、先にお知らせしましたが、次のとおり交付しますので、別紙請求書に必要事項を記入のうえ、ご請求ください。

一、清算交付金額　金八、六二一円
二、交付期日　平成二十九年十一月三十日
三、交付場所　あなたの指定する金融機関

（注意）

清算交付金の支払いは、原則として口座振替払いとなっていますので、請求書下段の振込先金融機関の欄に必要事項を記入の上、平成二十九年十月三十一日までに必ず組合に提出して下さい。

右記　鈴木錦洲に対する通知の内容
清算金交付通知書

本組合施行地区内のあなたの清算金については、先にお知らせしましたが、次のとおり交付しますので、別紙請求書に必要事項を記入のうえ、ご請求ください。

一、清算交付金額　金八七〇円
二、交付期日　平成二十九年十一月三十日
三、交付場所　あなたの指定する金融機関

（注意）

清算交付金の支払いは、原則として口座振替払いとなっていますので、請求書下段の振込先金融機関の欄に必要事項を記入の上、平成二十九年十月三十一日までに必ず組合に提出して下さい。

右記　鈴木良禅に対する通知の内容
清算金交付通知書

本組合施行地区内のあなたの清算金については、先にお知らせしましたが、次のとおり交付しますので、別紙請求書に必要事項を記入のうえ、ご請求ください。

一、清算交付金額　金二五、四一九円
二、交付期日　平成二十九年十一月三十日
三、交付場所　あなたの指定する金融機関

（注意）

清算交付金の支払いは、原則として口座振替払いとなっていますので、請求書下段の振込先金融機関の欄に必要事項を記入の上、平成二十九年十月三十一日までに必ず組合に提出して下さい。

右記　三輪貞助に対する通知の内容
清算金納入通知書

本組合施行地区内のあなたの清算金については、先にお知らせしましたが、次のとおり徴収しますので、納付期限までにお納め下さるよう通知します。

一、清算徴収金額　金四、五五一円
二、納付期限　平成二十九年十一月三十日
三、納付場所　同封の納付書に納付額を添えて組合の指定する口座にお納めください。

（注意）

愛知西農業協同組合管内の農業協同組合から振込みをされる場合の振込手数料は不要ですが、それ以外の農業協同組合および他の金融機関から振込みをされる場合の振込手数料は、本人負担となりますのでご了承下さい。その際も同封の納付書にて振込みいただくことになりますが、金融機関によっては専用用紙への書き換えが必要になる場合があります。また、ＡＴＭをご利用の場合は振込者の氏名は納付書の「納入者欄の番号と氏名」でご入力下さい。

教示

一　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に一宮市長に審査請求をすることができます。

二　この処分に不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙請求書及び納付書は掲載を省略しそれらを一宮伝法寺土地区画整理組合において掲示する。

平成二十九年十月三十日
愛知県一宮市伝法寺十丁目三番地九
一宮伝法寺土地区画整理組合
理事長　伊串伊三夫